

「公企業の財務管理—独立採算制 と財政の受益者負担原理」

遠 藤 三 郎

ま え が き

独立採算制 (Financial Autonomy or Selfcontained Finance) は現代公企業の財務管理原則の一つの典型として現われる。

国家資本が文字通り資本として（したがって、物質的側面に着目したstockの意味ではなく剰余価値と使用価値とを生産する Capital として）存立し、かつ利潤を実現出来る経済的根拠、すなわち、独占資本主義の確立を基礎に公企業＝国家（独占）資本の経営に要する経費（資本費をも含む）および適正利潤（利子、各種引当金を含む）を収入で賄うという「原則」が定立され国家財政からの独立、国家行政からの政治的独立の形態が完成する。

そもそも、このような公企業は、資本制生産の発展と、これを基礎とし、これに照応する国家財政（および財政政策）と不可分な関係にある。

したがって独立採算制についても同様に、これら隣接諸分野との関連で考察されなければならない。

財政学は、もともとカメラリズムとして発生したように、国家の経営術と不可分なものとして発展してきたし、近時においては、独占資本主義における政治、経済的危機に対応する財政政策 (Fiscal Policy) として、景気循環論や資本蓄積論などの経済学固有の分野との関連を深めている⁽¹⁾。

経済学における研究の専門化と細分化は他方では、上述のような隣接諸分野の研究をも含めてその総合化を要請していると考えられるのである。

2 「公企業の財務管理——独立採算制と財政の受益者負担原理」

このような学問的傾向をあらわすものとして、昭和43年度日本財政学会は共通論題として「受益者負担」を定め、わが国財政における財務管理原則について論議されたことをあげることが出来る。

この論議をふりかえってみると、本来的に累進的負担にもとづく租税を財源として経理されるべき一般会計と区別して、何らかの意味で自立化、独立化した行政=主として国家的給付の財務管理原則としての受益者負担の妥当性如何という問題であったといえよう。したがって、このような行政の特別会計化=自立化、独立化は公企業経営における独立採算制⁽²⁾が一つのアナロジーとして逆立ちしてあらわれてはいたが、いづれにしても公企業の独立採算制を考察する場合には国家財政の財務管理形態におけるこのような変化を経済的發展をふまえて正しく位置づけることの必要を示唆するものと考えられるのである。

われわれは、このような、独立採算制を価格決定原理、経費負担原則として考察するものではなく、経済發展、国家資本の發展過程のなかで確立する現代公企業の経営の鍵ともいべき財務管理の原則として批判的検討を加えることとしたい。

そこで、以下の叙述と関連して、問題の概説をすれば、およそ次のように整理出来るであろう。

それはまず、公企業を資本制生産のなかで、いかに位置づけるかという問題であり、資本制生産の發展と公企業との結びつき、および、公企業の財務管理と国家財政との関連如何の問題である。

資本制生産の發展は、総体としては、社会総資本の發展としてあらわれるが、この総資本を構成する個別的諸資本⁽⁴⁾の存在形態は、必ずしも一様ではない。しかし、その最も典型的な發展過程は、個人資本（=所有と経営、管理は一致している）から株式会社資本（所有と管理の分離⁽⁵⁾）に發展し、さらにカルテル、シンジケートのような独占資本形態から構成個別資本が独立性を失い、一箇の巨大な個別資本となるトラスト、コンビナート、コンツェルン

のような、結合独占資本形態をとる。

このような資本の所有と機能との分離された形態に照応して、公企業は所有資本⁽⁶⁾＝国有・国営資本（間接的な社会的所有資本）から国有から独立した機能資本＝公社へと発展する。

だから、このような発展関係については直線的に、株式会社における所有と機能との分離から、公企業の独立性、自立性を展開しようとするもの⁽⁷⁾と一面において、このような企業の形態の変化を重視し、資本制生産の発展過程を一応考察しながらも、これを恣意的に民主化＝社会化の過程として抽象化することにより、結局、自ら批判する理論と合体してしまうものの二つの理論的傾向が生ずるのである。

なぜならば、私的所有資本＝個人会社→株式会社＝所有の民主化→公企業＝共同社会的所有という、したがって、ここでは企業は国家的所有から独立し、収奪的性格を喪失し、労働者、消費者、経営者の民的主管理＝社会化に委ねられることが予定されているのである。

これらの見解と異なり、資本制生産の独占資本主義への、また、さらに、国家独占資本主義への発展を基礎に、これと照応する国家財政を公共事業（一般会計）→公共投資＝社会的間接資本（特別会計化）→国家独占資本＝公企業と把えることによって、現代公企業の財務管理原則を国家財政の財務管理原則の、したがって直接的には国家の経済、財政政策に規定されるものとして把える見解がある⁽⁸⁾。

このような理論は基本的には正しいのもであると考えられ、本稿は、これに負うところが大きい。上述の類型化した諸説とともに、公共投資＝「社会資本」とすることによって、いわゆる社会的資本は、社会的間接資本＝国家により所有され、この意味で間接的社会的であるとともに、独占資本の結合体の共同社会的生産条件という意味で、二重に間接的社会的「資本」と国家資本（＝国有企業）＝間接的社会的所有資本いいかえれば、剰余価値を生産し、利潤を実現する大規模資本の国有化形態とを直接同一視すること

4 「公企業の財務管理——独立採算制と財政の受益者負担原理」

によって、国家＝社会的となる可能性を含んでいることは問題である。

問題をこのように捉えると、公企業の財務管理としての基本的・理論的問題は過半が解決されることになるのであって、次に問題となるものは、具体的な諸問題であり、財務管理の原則としての独立採算制が、結果的に、資本制的経営合理化となるということの論証という問題となる。

この場合、合理化と独立採算制の関係如何、すなわち独立採算制は合理化の結果か手段かという問題、あるいは、「合理化」の帰結をどうみるかという問題である。

したがって、この問題の考察においては、独立採算制の原則といわれるいくつかの柱について、その内容を検討することになる。

以上のように、独立採算制に関する本稿の課題は、その本質と機能について、上述の理論的対応を意識しながら若干の考察を加えようとするものである。

註 (1) 財政学は経済学に含まれるか、あるいはこれと独立した固有の方法をもつ社会科学の一分野に属するかという問題は、社会科学全体の方法論として重要な意味をもつと考えられる。この点については拙稿「財政と経済法則」(『岐阜経済大学論集』第一巻第1号収録)を参照されたい。なお同様のテーマについて、宮本憲一「財政学方法論」(経済学全集18別冊)参照。

(2) 寺尾晃洋著『独立採算制批判』は、公企業における財務管理原則としての独立採算制を、資本制生産の発展就中国家独占資本主義の成立という条件のもとで、社会総資本→総独占資本と国家独占資本＝公企業経営の関係として捉え、総独占資本に対応する国家財政の発展として、国家行政経費の会計の独立、自立化の歴史的理論的傾向(必然性)のなかで、独立採算制を考察し、国家会計の特別会計化→企業会計化(減価償却費の計上)→独立採算制と捉えている。詳しくは後述するが、同著ページ95参照。

(3) このようなわが学会における論議を一般的な表現でみると、大熊一郎氏は国民保険特別会計における給付行政を企業とは見なさないことにより、したがって独立採算制＝利潤の実現はもとより、経費は社会保障＝保険税として目的税とすべきことを主張されている(11月22日日本経済新聞)。

また、榎松治氏は、「受益者負担とは政府が供給する財サービスの価格」で

あり、したがって受益者負担は「その価格の生産は生産費を償うものでなくてはならない」が「公共性」の故に、「一般的負担能力によって決定される」ため「資本設備に要する費用を租税負担とし、経常経費をもって公共料金とする」と述べて、受益者負担は、公企業経営の財務管理原則であるとしている。

また、肥後和夫氏は、食糧管理特別会計について、行政そのものが、妥当でない（「一刻も早く二重価格制度の弊害を改め、米過剰時代にふさわしい間接統制への移行に向けて必要な過渡的措置を講ずべきである」）と述べている。

いづれにしても遠藤湘吉氏の指摘するよりに、また、われわれが先に指摘したように、受益者負担を公企業ないし、政府機関の給付する財・サービスの「価格」と断定せず、「租税と価格の中間にあるという位置そのもの」を確認する必要がある。すなわち、財政（国家）の経済的干渉の過程として把握すべきであろう。

なお、以上のような公的供給の価格決定と会計の自立化独立化の傾向は、国家独占資本主義への資本制生産の発展とともにただ日本にとどまることなく、いづれの先進国においても問題となるところであり、例えば公企業が、ある意味で典型的な発展を遂げている英国においては種々の検討がなされているのであるが、独立採算制は医療給付行政、および一般教育の分野では妥当しない、それは、個別的コストと社会的コストを含む総コストとは一致せず、これを区分して、価格決定（price making）の合理的基準を設けることは困難であるから、mixed economyとして競合価格制度を設けるべしとする研究、John Jewkes “Public and Private Enterprise” 1964 London がある。

(4) 個別的資本と社会総資本との区別については、三戸公教授の詳細な論説『個別資本論序説』がある。本稿は、これによるところが大である。

(5) 三戸公著『個別資本論序説』ページ 104

(6) 資本の所有と資本の機能（経営管理→剰余価値生産）との分離について従来、無機能資本と機能資本という大塚久雄氏の見解が踏襲されていたようであるが、三戸公教授の批判（『経営学講義』ページ100～101）に従って、ここでは所有資本と機能資本との規定に従うことにする。なお、このような、企業＝個別資本の発展形態については、パーリーの“great corporation” (Berle, Jr “The 20th Century Capitalist Revolution” 1954 New York) ガルブレイスの“The New Industrial State” Boston 1967 における“Industrial Combination”はその形式的な一面を強調したものである。

パーリー・ミーゼスの見解の批判については上林貞治郎著『現代企業における資本・経営・技術』が詳細にこれをおこなっている、是非とも参照されたい。

(7) 山城章『公企業』、この批判は、既に多くの論者によってなされている、例え

6 「公企業の財務管理——独立採算制と財政の受益者負担原理」

ば、占部都美著『公経営管理』ページ95、寺尾晃洋著 前掲書、各参照。

- (8) 占部都美教授の見解が、この典型であり、行論で次第に明らかになるはずであるが、同前ページ95参照。
- (9) 拙稿「地域開発と企業の必然性」(岐阜経済大学論集 第二巻 第一号収録) ページ85～84参照。
- (10) 国家独占主義という認識に立った公企業論者は、必ずしも少数ではないが、独立採算制との関連においては、寺尾晃洋著『独立採算制批判』および山本政一著『国有化企業経営論』を挙げることが出来よう。
- (11) 「社会的資本」と国家財政との関連については、前掲拙稿において一つの主題として考察したので参照されたい。

なお、寺尾教授は、事実上、公共投資と公企業資本投資とを、利潤率の高低によって区別されている(前掲書、第2章第四節参照)のであるが、文章の上では、特に第六章社会資本と独立採算制にみられるように、概念としての区別をおこなっていないと考えられる。

I 国家独占資本としての公企業

筆者は、前稿で、「資本制生産の「社会化」の過程で、さらに発展した国有、公有化の必然性を解明するという、課題は他日を期さなければならない」と述べ、これに、⁽¹⁾「個別資本としての公企業の必然性については、本稿では殆んど述べる事が出来なかった」と注記した。本稿は直接この残された問題にこたえるものではない。しかしながら、上述のように、公企業の独立採算制を科学的に考察するためには、資本制生産における、社会総資本したがって、その理想的平均的資本の運動法則を考察するにとどまらず、諸個別資本の関連をも法則的に考察しなければならない。

そこで、さしあたり、寺尾教授が、公企業は、単に、個別資本論の見地からは展開出来ないとして、社会総資本したがって、独占的総資本の発展の見地を踏まえて、個別資本としての公企業=国家(独占)資本が、低利潤部門に形成されると述べ、これに加えて、⁽²⁾個別資本としての公企業は、少なくとも意識における形態としては「公的需要」したがって、使用価値(と価値)の生産、供給がその規定的要素となることを指摘している点に関連して、前稿と

の関連を要約しておきたい。

前稿においては、筆者は、公企業の必然性を、現代資本主義したがってまた、その時代の特徴的部面としての地域開発＝生産条件の整備において国家の一つの機能としての公共事業が、次第に公共投資となり、社会的間接資本のみでなく、間接的、疎外された社会的資本すなわち「生産面においては、その社会的性格に合致した集团的形態であるが、所有面においては、国家という権力によって媒介された間接的社会形態であって」⁽⁸⁾単に、個別資本＝企業の形態的發展である株式会社資本＝社会的資本→社会的資本＝公的資本あるいは公企業資本というように把握してはならないことを明らかにした。

社会総資本したがって、結合された独占資本としての共通利害は、国家においては、「公共的利害」として、疎外され、しかも逆立ちした形態で表現せざるをえないのである。

そして、この「公共的利害」あるいは「公共的需要」は、まず、国家の一般的行政に求められ、次いで、その需要したがって、使用価値的要素によって、共同社会的需要と資本所有者間の「共同社会的」要求とが、不可分な分野における国家的経営に求められる。

前稿で指摘したように、⁽⁵⁾マルクスは「公共事業の国家からの分離とその資本自体によっていとなまれる事業領域への移行とは、現実の共同体がどの程度まで資本の形態で構成されるようになっていくかを示している」と述べている。

公企業はその国家的独占的地位と力能とによって、資本主義の独占以前の段階においても、「私的資本の補完・統制」⁽⁶⁾をおこなうのであり、この機能は、「民間企業だけでは需要をまかないきれない分野について、あるいは民間企業の経済活動の結果生ずる矛盾を解決する」⁽⁷⁾というかたちで、単なる商品としての使用価値のみではなく、特殊の使用価値＝「公的需要」の充足を創造するものとして現われるのである。

さらに、独占資本主義においては、資本制生産の矛盾は体制の危機的現象

を通じて現われることによって、いわゆる公共的機能は、経済発展、経済成長、経済（公企業）の安定、所得再分配等の機能を担うものとされるのであってこのような現象は「公的資本による私的資本主義の排除⁽⁶⁾」と意識されるのである。

したがって、これら生産部面ないしは「公的需要」充足部面のどこに、また、いつ、公企業＝国家資本が形成されるかどうかということは、夫々の国の資本主義の歴史的・社会的諸条件のもとでの危機の具体的あり方、就中、独占資本相互間の力関係と労働者との力関係によって具体的に規定されなければならない。

以上のように、国家資本＝公企業は、いわゆる「普通の意識」に登場する形態⁽⁶⁾においては事態が逆立ちして現われるのである⁽¹⁰⁾。

この顛倒性あるいは逆立ちという関係は、以下の独立採算制の考察において、諸家の意見の相異を生みだす分岐点と考えられる、いいかえれば、(1)能率の原則 (2)資金調達原則 (3)利益の処分原則における自立性、独立性は実は、本来的に総資本あるいは結合独占資本としての非自立的公企業＝国家資本の、顛倒した意識における、その限りでの合理的「原則」であるということをまず先に確認しておきたい。

註 (1) 拙稿前掲ページ95

(2) 寺尾晃洋著前掲書ページ

(3) 拙稿 同上 ページ95

(4) 同上 ページ95 註(6)

(5) K.Marx “Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie” (邦訳ページ944)

(6) 占部都美 前掲書 ページ73

(7) 加藤寛編『公企業の経済学』ページ53参照

(8) 占部都美 前掲書 ページ73

(9) K. Marx. “Das Kapital” Band III inst. ss. 47, 邦訳 長谷部文雄訳 青木文庫 ページ74

(10) 「資本制的生産の立場からは必然的に顛倒されて現象する」(同前 ページ78) 諸資本の競争中および生産当事者たちの意識に現われる具体的諸形態は上のよう

に本質的な関係を埋没しかつ逆立ちして現われるのである。

II 企業形態の発展と公企業の自立化

通常、資本制生産における個別的資本の拡大再生産すなわち資本蓄積は

$$G - W \left\langle \frac{b^m}{A} \dots P \dots W' - G'(G + \Delta g) - W_2 \left\langle \frac{b^m}{A_2} \dots P \dots W_2' - G_2' \right. \right.$$

という範式で表わされ、 W と W' および W_2 および W_2' とは、それぞれ相異なる使用価値であるが、それは価値および剰余価値の担い手（Träger）としてのみ意義をもち、したがって、その使用価値は前提されさえすればよい。

これにたいして、国家（独占）資本としての公企業においては、上述のように、 W' および W_2' の使用価値すなわち、何を供給するかということが、私的独占資本である公益事業とともに、少くとも「普通の意識」にあらわれる形態においては「公共性」の重要なメルクマールとなり、剰余価値あるいは利潤の実現は問題にならないという顛倒した関係をもつ。この使用価値こそが、社会総資本を補完し、価値および素材（使用価値）の両面より、その補填および拡大再生産の条件を充す不可欠の要素となるのである。

この意味において、非資本的経営に属するいわゆる外部経済——結合した独占資本の共同社会的労働条件をはじめ、国家的に経営される諸資本は、使用価値および価値の両面についてますます「計画的」にならざるをえない。

この点は、いわゆる混合経済体制（mixed economy）論において、公企業の「計画性」あるいは、経済全体の計画化として「理論化」され、公企業あるいは公益事業にたいする国家の統制あるいは干渉の根拠とされるものであるが、公企業（公益事業）は如何に独占的かつ大規模化しても、個別的資本であり、また、間接的社会的所有資本であることより明らかなように、「社会総資本」の計画化は不可能である。社会総資本の再生産の条件＝法則は、このような、国家資本による補完を通じて、ただ不断の過不足、動揺を通じてのみ貫徹されるものであって、計画化は意識における顛倒した表象の限界内、および、間接的社会資本が、社会総資本を支配する限度内においてのみ

意義をもつのである。

したがって「公共的」見地からの計画化、統制、干渉は、独占資本の結合体としての間接的社会＝国家の顛倒した表現か、独占による弊害の緩和ないし排除という一定の範囲内での共同社会的規制の表現のいづれかあるいは、このからみあいということになるのである。

以上の基本的観点に立って、独立採算制についての立入った考察に先だつて、これに若干の規制的要因として作用する「計画化」について考察しておきたい。

経営体としての公企業の自立化、独立化は多かれ少かれ一般企業における経営の資本所有からの「独立」の反映であり、就中、その組織形態および経営行動＝活動においてはこの関係は著しい特徴をなす。⁽⁸⁾

このような、一般企業、特に大規模資本における「所有と支配との分離」についてはバーリ・ミーンズ著『現代会社と私有財産』が「最有力な代表理論とされている」⁽⁴⁾が、この批判的検討は別として、⁽⁵⁾バーリは、巨大法人企業 (corporate concentrates great, collective enterprise)⁽⁵⁾ 例えば A.T.T.C. (アメリカ電信電話会社)は、ただ資本所有から独立しているだけでなく、これを基礎に、一個の準公共的、準政府的組織体 (quasi-public or quasi governmental institution)⁽⁶⁾ という性格規定をうけ、雇傭 (したがって、個人の生活権)、立地にともなう地域開発、国防生産、国際的外交関係および経済の計画化の主体となつたと主張するのである。

ガルブレイスは、さらにこのような企業、就中 great industrial combine は、経営の独立にとどまらず、生産の要素ともいふべき管理労働すなわち、単純、不熟練労働以外の企業活動およびその組織としてのテクノストラクチャ (Technostructure) の独立に議論をすすめ、かかるテクノストラクチャは、所有者 (資本市場)、消費者 (商品市場) から独立し、これらの機能を止揚させ、経済全体の計画化を達成することによって社会主義経済と接近すると主張する。⁽⁹⁾

これらの論説は、いづれの企業も独占への傾向を示し、生産の社性格が發展するとともに、資本制的所有の範囲内での「社会化」すなわち、独占資本連合 (assozierte) の所有、あるいは間接的な社会的所有 (形式的には間接的共同所有=国有でありながら実質的には結合独占資本の所有) という私的所有形態の發展の一面を強調するものであって、資本制的生産の基本的矛盾にねざす生産の無政府性が何ら根本的变化をみないことをおおいかくすものである。⁽⁴⁾

したがって、公企業における一般企業の反映としての経営の自立化は、資本の規模が拡大し、国家資本そのものが、独占資本として自立しうる基礎を得たということの表現である。⁽⁴⁾

註(1) 公企業資本の特徴としての使用価値生産については寺尾教授は「意識形態を問題とするかぎり、使用価値生産が目的となっている」(前掲書ページ27)と述べている。この点は限定つきではあるが、使用価値生産を強調することは、具体的有用労働を強調することであって、三戸公教授の指摘する「経営者=個別資本の担い手の意識目的々行為をもって社会総資本その区別の重要なメルクマールとすることは出来ない」(前掲書ページ115)と関連し若干の問題と含むように考えられる。三戸教授は、経営技術説に対して個別資本説にたって批判しているのであるが、社会総資本と個別資本との区別は、使用価値生産=具体的有用労働によるべきでなく、全体と部分の関係としてとらえるべきことを主張されているのであって、公企業あるいは国有化資本即社会的資本という観念の支配的な現状において、意識形態の顛倒性を明確にしないと使用価値生産=具体的労働過程の「公共性」という見解に道を拓く可能性を残すものと考えられる。

蛇足ながら、ついでにこの三戸教授の主張される具体的労働は、管理経営に属する労働であるが、(同前ページ140~142) 具体的有用労働であっても、それが価値形成的でない場合がある。資本は存在しなくても労働=自然との物質代謝の過程は可能であるから三戸教授の具体的有用労働=社会的労働の分割(組織的有機分化)という規定は北川宗蔵教授の指摘するように(「経営学の本質および類型に関する基本的考察」) 所有=管理機能と社会的労働=社会存立の条件、と区分した方が明確ではないかと考える。

筆者は、ここでは、社会総資本就中結合した独占資本の同盟と公企業=国家独占資本との関連を考えているのだが、寺尾教授は「いわゆる公益事業部門(公企

業の多くは公益事業に属する（引用者注）にいて一般的にいえることであるが、投資の場所的固定性を基礎にしているところから生産の集積に一定の制約があるので、これらの諸部門は独占の形態を保ちつつも資本としては相対的に弱い。しかも、これらの部門では生産の社会性はきわめて大である。したがって総独占の立場にささえられた「公益統制」といった外的規制を甘受しなければならぬのである」（前掲ページ90）と述べて、資本蓄積の低さおよび生産の社会的性格から、独占による国家を通じた「統制」干渉を導いておられる。

しかし、いうまでもなく、資本制生産における「生産の社会的性格」とは、資本制的生産の生産力についての規定であって、生産手段、労働力、生産物が、それぞれ社会的性格をもつということである。したがって、上述のいわば資本による使用価値生産の側面に関することである。このように考えると、資本蓄積の観点は、それとして、公益事業あるいは公企業に対する国家の干渉統制はその生産する使用価値の、社会的＝公共的性格に大きく依存することになり、顛倒した意識形態の合理化通ずることになりはしないだろうか。

ここでは筆者は、公企業資本の使用価値生産もさることながら、その独占的生産という性格を強調したいのである。独占なるが故にその弊害に対して統制干渉が公共的として共同社会的に実施される、一つの根拠があると考えられるのである。

- (2) F. エンゲルス『反デューリング論』邦訳（大月版）ページ469～470
- (3) 財政の膨脹にともなう国家資金の合理的配分について、各国各種の政府諮問委員会の勧告等において、会計制度に出来だけ企業会計原則を導入すること、行政組織にスタッフライン方式を導入すること等の勧告は多く、わが国においては、昭和38年の臨時行政調査会の勧告はその一つの典型である。
加藤芳太郎「政府予算と国民経済予算」特に「Ⅷ わが国における予算改革」（『財政学講座』2収録）
- (4) 上林貞次郎著『現代企業における資本・経営・技術』ページ18
- (5) バリー・ミーンズの批判については上林貞次郎著 同上、岩尾裕純著『企業経営とは何か』参照
- (6) Adolf A. Berle. “The 20th Century Capitalist Revolution 1954 New York
- (7) 巨大法人企業とは、バリーによれば、the great collective enterprise known as a corporation（同前 ページ11）である。
- (8) A. Berle. ibid P. 5. 「約30年以前法人企業（corporation）は経済制度（economic institutions）として研究された。しかし今日では、さらに擬似政治制度（quasi-political institution）として研究されなければならない」また、巨大法人

企業は国防需要を調達し、個人の雇用を制限する、この場合法人企業は連邦政府の実質的機関ないしは一機構 (undisclosed agent or agency of branch of the Federal government) であり、公益企業や政府と特約する企業はいうまでもなくかくして巨大法人企業は事実上政治の領域における擬似政府機関 (a quasi-governmenting agency) である (同上 ページ94～105参照) と述べている。

このような経営組織を組織一般に解消する点に、バーリの「理論」の特徴があるのであるが、この点についての批判は三戸公教授によって、バーナードの組織論批判 (『個別資本論序説』ページ130～) とくに「経営は、他の特殊な組織、たとえば軍隊・労働組合・警察・政党・教会などと同じように組織一般プラスアルファより理論を構築しなければならぬことは当然のことといわねばならない」という指摘が妥当する。

また直接 A. A. バーリの『20世紀革命』については、岩尾裕純教授は「バーリーの場合には、実態調査にもとづいたうえで、一つの幻想をつくりあげ、社会主義の理論に対抗しようとするものだ」(『企業、経営とは何か』ページ121) とこれを批判している。

わが国の論者におけるこのような株式会社化による企業—公共企業体論の典型は山城章教授であるとされているが、公企業の形態規定にあたって、「公企業の組織形態は所有と経営の分離のていどによって、つぎのように分類される」(占部都美著『企業形態論』ページ347) というように、能率化と公企業形態とを直結する考え方が一般的である。

- (9) J. K. Galbraith, "The New Industrial State" 邦訳『新しい産業国家』1968
- (10) 企業規模の巨大化、したがって市場 (資本および商品) からの独立によって可能とされる「計画化」については、イギリス国有化産業について、例えば、W. A. Robson, R. Kelf-Cohen, 布目真生らの研究を基礎に、小谷次教授の研究がある (『福祉国家論』特にページ232) なお J. Jewkes, "Public and Private Enterprise," 1964 Dondon は、英国有化産業の規模の巨大化そのものが、計画化のネックになっていることを指摘している (P. 31) (P. 68～76) また、国有化企業の独立形態たる公社に関する重大な諸決定が、政治的になされる点を批判し、逆に、Private enterprise による競争価格制度を提案する (P. 82) ことによって自立性は単なる仮象、形式にすぎないことを証明している。
- (11) 「独占資本主義時代にはいと、政治と経済との融合は決定的となり、独占資本の寄生性と経済の一般的危機状態は広汎な補助金政策を避け難いものにする。いま、このような事情は対应的に国家資本の経済への介入、従って官公営事業の拡大を招かねば止まない事情であり、かてて加えて戦時戦後の経済統制の必要は

更に国家資本の国民経済における役割を大ならしめざるをえなかった」

「私企業形態たる株式会社の形態を借りたところの、いわゆる国策会社、特殊会社、あるいは政府会社などに対する国家資本出資となって現われ、後者は、官営事業の独立たる営団、金庫、公団、公社、あるいは T. V. A. などのごとき特殊事業会計となる。いわゆる公共企業体と総称される形態を生み出してくるわけである」「そして、上述の傾向を生ぜしめたのと同じ事情が…私営利企業の国営化、社会化へ導いているのである」以上、馬場克三教授の見解は、『個別資本と経営技術』ページ108～109) そのまま、上述の資本主義的發展の特徴づけに妥当すると考えられる。

III 独立採算制の一般的傾向

前節においては、国家独占資本主義の確立とともに、顛倒された、意識形態においては巨大個別資本、就中、大規模法人企業の發展は、あたかも、私的、資本主義的所有関係を止揚するかのような外概をもち——特に持ち株会社のように、結合独占資本の場合——これが「公共的」使命をはたすものとして、国家に対して、その「成長」を保障することを要請するにいたる發展理論を考察した。⁽⁴⁾

本節においては、このような土台における發展が如何にその上部構造としての国家およびその政策就中財政政策に投影されるかを考察する。

「本来公企業の多様性、あるいは形態変化は独占資本主義、とくに全般的危機に入った資本主義にたいする公企業の新しい適應の仕方を示している。しかし、これは一般会計→特別会計→国営・公営企業といった財政活動の大きな姿態変換の一環である。

さて、資本主義經濟の不安定化は、さまざまな形での国家活動を必要とし国家財政の膨脹と危機を惹き起す。そこでこの膨脹政策にたいして緊縮政策が現われてくる。独占段階の財政政策はこの両者の交替である。独立採算制は直接的には緊縮政策に結びついて出てくる場合が多いが、むしろ膨脹過程においても可能なすべての財政活動の領域に大なり小なりつづいている傾向である。これは全般的危機における国家財政の危機の反映であり、すでに事

態の発展が財政規模の限界を越えて発展してきた——財政の手にあまってきた——証拠である。このようにして、財政政策の一つとして独立採算化の一連の傾向がみられるようになるのであるが、この独立採算化の一連の動きを根底において、いい換えると独立採算化という一般的前提の上で、財政的支持が確信されなくなるから初めて経営の合理化が必要になってくる。現実には経済の不況化によって公企業の赤字がでてくる。そこで財政に頼れなくなっているから合理化がでてくるのである。公企業には、かならずしもつねに合理化しなければならぬという一般的利潤動機というものがない。むしろ不合理な契機がこれを利用する資本の側に利益を与えることすらある。このような前提のもとでできた公企業における経営の合理化、これは角度を変えてみれば経営の自主化であるが、国家権力の側からみれば公企業の掌握の仕方や程度を変えることであって、これによって、公企業の形態変化が具体的にきまってくるのである⁽²⁾。引用が長くなったが、寺尾教授は、以上のように述べて「経営の合理化→公企業の形態変化→独立採算制（つまり合理化するためには独立採算制でなければならないと考えて、結局独立採算制を美化し是認する）と考える考え方は基本的に誤っている」とわが国経営学界の有力な理論的傾向に批判を加えておられる。

われわれは、これまで述べてきたところからも明らかなように、基本的に教授の見解に賛成である。

しかしながら、教授が批判されている占部教授の見解⁽³⁾は一応理論的立場の相異から止むをえないとしても、国有化企業（公企業）は国家独占資本主義⁽⁴⁾の特徵的部面であると規定されながら、「パブリック・コーポレーション（それは企業における「公共性と能率」の調和をはかるための合理的企業形態——引用者挿入）は主として、資本主義的経済計画ないし社会化の段階において生ずるところの、能率的・機能主義的経営方法の一つである⁽⁵⁾」と把え「独立採算制は、公企業合理化のための財務管理方式として適用されたもの⁽⁶⁾」と抽象的、形式的見解がなされるのは何故であろうか。

この問題についての結論を先にいえば、寺尾教授は、財政政策における、したがって、財政政策の変化に対応する財政制度、就中予算制度の変化を単純に独立採算制に結びつけすぎているのではないかということである。

そこで、われわれは寺尾教授の見解について、若干立入った検討を試みることにしよう。

教授の理論構成は現代公企業における独立採算制は、その個別資本としての条件にかんする——勿論、孤立的な個別資本としてではなく、国家独占資本主義における国家資本の経済的条件としての一般理論から、「独立採算制の一般的基礎」⁽⁷⁾ = 「可能性」を抽象し、この理論的基礎の上に、「全般的危機」を背景とする「国家財政の危機」を「必然性」 = 「現実性」として把握するというものである。

順序として「可能性」 = 「一般的基礎」について要約するとおよそ次のようになると思われる。

第二章独立採算制の理論的意義の第2節、独立採算制の理論的基礎——独占資本主義との内的関連について——において、教授はまず、独占資本主義においては、(1)「資本量の相違に対応した階層的利潤率が結局において成立」し、(2)「公企業においても集積と集中がすすみ、その基礎の上に独占段階においては大規模な国家独占が成立する」。「このような国家独占の形成にもとずいて、(a)労働の搾取強化 = 合理化とともに、(b)差別価格による独占利潤の最大化をはかることによって、必要な「剰余」が確保されうる物的基礎がえられたのである。……このように、これら二つの契機、すなわち独占利潤率の形成と国家独占の成立は、現代公企業における独立採算制の一般的基礎である」⁽⁷⁾と。

この点は、教授の公企業分析の基本的方法論に基づくものであり、われわれも先に関説した、馬場教授の個別資本説の批判的搾取の上に「公企業を即自的に個別資本としてとらえ、ここからそれを規定していくというのは公企業の場合誤謬の根源になる。そうではなくて資本制生産との内的関連におい

て公企業をつかんでではじめて、公企業を個別資本運動の側面から明らかにしていく方向への展望が与えられるであろう⁽⁸⁾といわれるように、最も詳細な理論展開がそのまゝになされているのである。

われわれは、この点についての詳細な検討は当面必要がないと考えるので次に、当面の問題である「現実性＝必然性」についての教授の見解をみることにしたい。

教授は、先の引用に続けて「ところがこれらは独立採算制の、したがって経営の自主性の可能性を示すものにすぎない。それは全般的危機を背景として初めて現実性を与えられる。独立採算制は基本的には全般的危機の一環としての国家財政の危機の反映である。したがって全般的危機の深まりの中で独立採算制の経済的基礎を備えないところに、たとえば地方公営企業などに独立採算制が強要され、波及し、やがてはあらゆる国家機関に及ぶということにもなってくる。ただ国家財政の危機の反映といっても、あるときは公企業の合理化そのことが直接要求されているのにかかわらず、これを国家財政の危機のために国家財政の中では処理できず、公企業の独立採算制のわく内で解決することを強制されている場合もあり、またあるときは公企業の合理化そのことよりも国家財政自体の問題として公企業の国家財政依存を排除することが必要とされている場合もある。しかしながら後者でも、国家財政依存の体制をはずされれば、公企業としては合理化へ向かわざるをえない。いづれにしても財政危機の契機が介在している。

このように公企業の独立採算制は独占資本主義に固有の基礎をもち、全般的危機の中から必然化するのである⁽⁹⁾と。

以上が、大要であるが、みられるとおおり、ここでは、可能性を現実性＝必然性に転化させる「財政の危機」が如何なるものであって、如何にしてそれが公企業経営に反映されるかについては全く説明されていない。

説明されていることがらは、公企業経営自体の内的必然ではないということであって、「国家財政の危機」の内容を推論すれば、ただ国家財政におけ

る財源不足という抽象的な内容であろう。すなわち、財源が不足であるから、財政支出を節約し、あらゆる国家機関に独立採算制による資金の自己調達を強制することになり、公企業の合理化のために必然な資金も支出しないということになる。教授の第一章で展開されている国家独占資本主義の詳細な一般的理論によれば、このような推論は奇異な感を免れないが、少くとも教授のここでの理論展開にとってはこのように推論された内容が妥当すると考えられるのである。

事実、第一章においても、国家独占資本主義における国家の経済的機能については、国家独占資本の形成に理論の中心が据えられ、したがって、資本としての運動形態をとる国家資金が考察の中心となっていて、国家財政を通じての国民所得再配分機能という国家独占資本主義の基本的特徴の考察が手薄になっているのである。

そして、この点については、ただ、国家独占資本の形成としての国有化の経済的基礎として「衰退産業の近代化」に関連して「これらは国家独占資本主義の一環として国有化の、しかもそのもっとも原初的な契機であったが、帝国主義段階の諸矛盾の深化は経済的社会的な不均衡の是正を多面的に要求するのであって、このため一連の国家独占資本主義的諸方策、すなわち需要構造への介入——財政・金融を通じて——、国家投資をふくむ独占への信用補強、経済管理（＝経済的部分的組織化）、公益事業・社会保障・失業救済といった社会的諸矛盾の調整、あるいは援助基金のような国際的機構をふくんださまざまな国家の経済への介入と共に、国有化はこれらと密接な関連をもってきわめて多面的な展開をみせるのである」と国家の経済への干済を網羅的に述べているにすぎない。

これらの国家の経済的機能が、権力（Gewalt）そのものの経済的機能——法律、制度——と租税を主要財源とする国家資金およびこれを基礎とする公信用（公債、政府金融機関の投融资）を含む広い意味での国家財政を通ずる経済的機能のそれぞれが、如何に独占資本と結びつくかという点にこそ国家

独占資本主義の理論的問題がある筈である。

とにかく、教授は、現代国家における「国家財政の危機」については、その理論的内容を展開しないままに、次いで第3節「独立採算制」と「独立会計」において、国家財政における経営技術ないしは会計技術の変化、発展の問題に移られる。

すなわち、財政民主主義いいかえれば議会を通じての国民の間接的統制の発達した諸国においては「公企業が小規模である間」したがって「資本的支出が少い」場合には「現金主義にもとづく官庁会計方式」がとられていたが公企業が「かなり発展した場合には、いちじるしくその合理的経営を阻害するものとなるのであり、またこのような現金主義会計では処理困難となる。そこでまず国家財政から公企業の「独立会計」(＝特別会計化)が出現し、ついで公企業にも「企業会計制度」が導入されるにいたるのである」と経営技術的な視点からの傾向を指摘し、これについて「企業会計制度の導入については、たんに経営の発展にとまらぬ会計制度の技術的進歩ということとどまらず、独立採算制の部分的導入の意味をもっており(減価償却の計上)、一つの意味の飛躍がある。それにもかかわらず、会計制度としての企業会計制度と独立採算制とは論理的段階が異なる。独立採算制は「独立会計」において意味されるような経営技術的視点から規定されるべきではない。換言すれば、独立採算制は経営管理の合理化された技術的手段あるいはより狭く公企業の大規模化にもとづく当然の資本調達手段を意味するものではない。独立採算制は公企業に財政上の独立的な基礎を附与するものであって、これを足がかりとして政治上・行政上・人事上のすべての自主性が与えられ、企業的経営による公企業の「合理化」がそれらの結果として導かれるのである」

「独立採算制は、その実現可能性を前節でのべたごとき公企業の経済的条件によって与えられ、一定の経営技術的発達を前提しているとはいえ、本来このような内的諸契機から生じたものではなく、本質的に財政政策として国家財政の危機の反映であり、公企業の経営の外部から与えられたものである。

公共事業のにない手を見ると、一つの傾向として、かつては一般会計から特別会計へ、今また特別会計から独立法人へと変転してきているが、前者は独占以前の段階内の公共事業における生産力の発展・大規模化に即して生じてきた公経営技術的な問題であり、後者は独占以前の段階から独占段階へ、とくに全般的危機の下での財政政策の変化、その一環としての独立採算制導入によって生じてきたという点で区別して理解されるべきであろう⁽⁸⁾と布衍しておられる。

以上みられるとおり、ここでは独立採算制はたんなる「独立会計」ではないことは明瞭であるが、独立法人化（独立会計化）が何故「外部から与えられたもの」であるかについては断定があるのみで「全般的危機の下での」財政政策としての公共事業の変化と、この「公共事業の担手」としての特別会計から独立法人の変転との関連については不明といわざるをえない。

財政政策としての公共投資の変化について筆者はすでに若干指摘するところであるが、要点を摘記すれば、いわゆる生産基盤投資すなわち、独占資本連合の共同社会的労働＝生産諸条件と寺尾教授の指摘されるような衰退的基幹生産部門への投資およびこれと並んでいわゆる「社会的生活基盤」投資すなわち、労働力の再生産諸条件の投資の二面的投資の必要こそ国家独占資本主義の危機の財政的表現の主要なものであるということが第一である。

ついで第二点としては、このような公共事業の公共投資への転換は、租税を中心とする財源調達から、これを楨幹としながらも、これに加えて、各種政府管掌資金・公債等収益的資金への依存を強めるという財源調達の変化がこれであり、第三点としては、このような財政政策・財源調達の変化を反映して、その会計技術として、一般会計における投資的経費と経常経費との分離、事業別予算制度（コスト・ビネフィット原則）の導入、あるいは公債償還のための一般財源計算での減価償却費の計上等の企業会計的要素の深化、ついで特別会計での投融資の自立化⁽⁹⁾が発展する。

以上のようにみてくると、教授の指摘するように、公共事業のにない手の

一般会計から特別会計への転化は、必ずしも独占以前の、しかも公経営技術の変化とはいいい切れない重要な財政政策の変化が含まれているといわなければならない。

先にも指摘したよりに、また以下の「独占段階、ことに国家独占資本主義のもとでは公企業部門の拡大傾向を生むが、これとともにこれらの機能も複雑化してくる。国家は各種の生産的事業を経営し、信用を補強し（長期金融・中小企業金融など）、経済を統制し、商品流通へ関与し（必需物資の一括売買）、社会政策を遂行する、といったさまざまな形の活動を公企業を通じておこなうが、このような活動が採算条件を異にし、かつ多面的におこなわれることを必要とすればするほど、公企業の形態が多様化する⁽⁶⁾」（アンダー・ラインは引用者）という叙述が示すように、教授は国家財政を強調されながらも、その主要な特徴の一面としての国家の独占的資本経営のみを捉え他の一面あるいは、この側面をも総括した全体としての財政の本質的特徴をなす国民所得再配分機構を統一的に解明していないというべきであろう。

われわれは本節のはじめに、寺尾教授は、予算制度の変化を単純に独立採算制に結びつけすぎてはいないだろうかとの疑問を提出したのであるが、このようにみえてくると、実は、教授は、一般会計→特別会計→独立採算制という関連を結びつけるのではなく切断し、これを再びつなぐために、国家独占資本主義における財政政策をもちだして来たと考えての方が妥当であろう。

いづれにしても、現代国家における財政の機能として、国民所得再配分の機能を中心として、いいかえれば、権力をテコとする独占資本の収奪機構を中心に国家資本＝公企業も位置づけられなければならないであろうというのが本節のわれわれの帰結とすることが出来よう。

なお、以上は、地方公営企業をも含む公企業一般の問題であるが、わが国の地方公営企業のように、地方公共団体そのものの「財政的自立化」が弱くこれが直接的に独占資本（の立地等）によって従属させられるという特殊な事情の下における、地方公営企業の独立採算制については以上の一般の問題

の他に重大な問題が多いことを指摘しておく必要があろう。⁽⁸⁾

註(1) 現代資本主義国家の経済政策は経済成長政策にあるとされ、その機能は ①公共目的への資源の再配分②所得の再配分 ③景気変動の「安定」④最適成長率の達成を目的とすることにあるとされる(館竜一郎編著『経済成長と財政金融』参照)。なおこの点については、これらは、かつて筆者は「国家の所得再配分機能の増大という事態の表面的把握ないし、意識的歪曲である。財政規模が拡大したことによって、ある程度経済の計画化が可能となったということは、巷間いわれるように国家の性格の変化＝「福祉国家」への転化ではなくて、過重負担による右のような国家の役割の増大なくしては、独占資本の存立が不可能になったという危機の現われにすぎないのである」(『貨銀論事典』(大月版(ページ484))と批判しておいた。これらはいずれも、優れて、資本蓄積推進の機能をもつものであるが、これが「公的機能」として国家に付与されるのである。

(2) 寺尾晃洋著 前掲 ページ243～244

(3) 占部都美教授は「公企業は私的独占資本主義より国家独占資本主義への移行を示すものではない。それは産業における労働者の経済的地位の向上という産業民主化の目的をもっている」(『公経営管理』ページ222～223)と述べている。同様な見解は、加藤寛編『公企業の経済学』(ページ17)等ある意味で支配的である。

(4) 「従来の国家統制下にあった私的独占が、国有化にともなって公的独占に移行するという、単なる意味を有したいにすぎない」(山本政一著『国有化企業経営論』ページ6)あるいは「英国戦後の国有化を衰退せる英国資本主義の起死回生策としてむしろ、独占資本と国家による妥協的融合形態としての「国家独占資本主義」の場合として国有化の問題が取りあげられた」(同前ページ153)

(5) 山本政一著 同前 ページ9

(6) 山本政一著 同前 ページ97

(7) 寺尾晃洋著 前掲 ページ82～84

(8) 同前 ページ43 公企業の成立の一般的理論は、第一章全体で詳細に論じられている。

(9) 公企業を資本制生産の発展のなかで位置づけるという教授の基本的見解は、拙稿「地域開発と公企業の必然性」で明らかにした筆者の基本的視点と一致するものであり、かつ、本稿においても、この基本的視点に立つて、若干の補足を加えておいた(第1節 ページ7～8参照)。

(10) 寺尾晃洋著 前掲書 ページ84

(11) 同前 ページ68～69 同様の敘述は、「最後に一応これまでの論点を要約する

と、現代企業における独立採算制は、全般的危機のもとでの国家財政の危機の公企業経営への反映であり（本質的に財政政策）、たまたま起るといふ現象ではなく理論的に独占資本主義を前提とし、そのなかから法則的必然性をもつて生れてまたところの現代国家の、国家独占資本主義の、主要な矛盾の一つであり、結果として公企業の合理化の機構を必然化している。これが私の基本的な考え方である」と述べている。

(12) 同上 ページ93-95

(13) 拙稿「地域開発と公企業の必然性」および「経済成長と地域開発投資」（鈴木武雄、島恭彦監修『戦後地方財政の展開』収録）参照

(14) 国連における戦後の低開発国予算改革のための一連の運動は、開発援助という形態をとった先進帝国主義到強の公共資金、民間資本の投下とその効率性の確保をはかる目的であった。

そのため、改革案は、議会統制からの投資の自立独立化、經常勘定と資本勘定との分離および官僚による管理的方式の導入（商業会計の拡充および発生主義原則の確立）事業別予算制度を提案している（加藤芳太郎「政府予算と国民経済予算」〔『政学講座』2収録〕参照。

先進諸国においてはスウェーデン、イギリス等国有化産業の範囲と規模の大きい国は、従来その議会統制がゆるやかであったが、次第に議会的統制が予算面よりの統制に代位されつつあり、アメリカにおいては、「政府公社統制法」（1945）によって厳しく予算統制されている。ただし政府事業特別会計は議会統制外に放置されている。そこで総合的に民間企業基準による行政の現代的な管理としてパフォーマンスバジェット（事業別予算）が、第1次フーパー委員会来に確立されることになる。

なお、財政学の「原理」にも「収支計画をそれぞれの経済的効果の視点から立案しなければならない」という意味で収益性を導入し、また、企業も、単なる収益性原則のみでなく、経済政策と相互関係をもつという主張がある。ゲルハルト・ホルム『財政と景気政策』邦訳ページ23参照）

(15) わが国における地方一般財源としての地方交付税配分の計算理論として、公共投資の減価償却費分が計上されている。

(16) 1956年以降、イギリス国有化産業にたいする資本支出は、政府の投融資として扱われ、「画線下」（below the line）に計上されていた（小谷義次 前掲書 ページ237）補助金は画線上＝經常予算で、画線下に計上される国有化産業との財政関係は議会的統制外にある（加藤芳太郎「政府予算と国家経済予算」72）。わが国においても、一般会計からの補助金、出資が次第に出資は産投会計、補助金

は財政投融资特別会計からの融資に集約化される一つの傾向が、昭和30年代に顕著となった（島恭彦・宮本寛一「財政投融资の機構」（構座「金融財政構座」3収録）および林栄夫『財政学』（P.234～296）参照）。

スウェーデンその他における複式予算制度は、今日第一に政府予算を經常項目と資本項目とに分離し、次いで政府予算と国民経済計算との関連を明確にする目的をもつものであるが、1937年改革は、「国有化領域の予算を正式予算過程に包摂し議会統制を拡大強化しようとする」（加藤芳太郎 前掲書 ページ70）参照。

(17) 寺尾晃洋著 前掲書 ページ96～97

(18) 地方公営企業の独立採算制の批判については、山本秀雄「地方公営企業と独立採算制」（『立教経済学研究』20巻2号収録）島恭彦著『財政学原理』（102～103、114～115）儀我社一郎「地方公営企業の独立採算制批判」（雑誌『住民と自治』1967 No.45掲載）などのすぐれた文献を参照されたい。

IV いわゆる独立採算制の諸原則

——むすびにかえて——

現代公企業の独立採算制が、国家財政の公共投資政策を通じて、国家資金の「効率的」利用という観点から受入されたものであることについては前節で寺尾教授の見解の検討をとおして明らかにした。

この見解によれば、国家財政からの「独立」を基礎に、その他のあらゆる面での自主化独立化が支えられるというものであるが、同じく前節で注記したように、このような自立化は、いわば議会的統制からの逃避という点の形式的なものであり、経済的、行政的にも理論的にもあるいは事実上も独立化とはいい難いのであって、いわゆる独立採算制を支える諸原則は形式的・技術的なものと云うことが出来る。

一般に独立採算制の諸原則とは、収支適合の原則、資本の自己調達、利益金の自己処分に分けられている。⁽¹⁾

本節においては、紙巾の関係から、上述の観点に立って、これら諸原則の問題点を指摘するにとどめざるをえなくなった。

収支均衡の原則とは、公企業の供給する商品の価格決定と能率的管理の両

面をもつものとされている。

価格決定基準としての経費には、将来の需要者の負担とされるべき近代化資金や「利潤のコスト化」⁽²⁾や、独占資本にとっては上述の公共投資の二面性は「外部経済」として無償のプラスの作用をする要因が、「社会的費用」として「公共」資本の経費に転化され、一般の独占資本同様に、その独占的地位によって、その基準はフル・コストの基準⁽⁴⁾に接近する、他方収入の面では「公共性」に属する諸要素は、社会的利益として現象し、個別的公企業の貨幣的収入とはならないのである。⁽⁵⁾

以上のような価格決定基準の問題点より、収支均衡をもって、公企業の経営能率の指標ないし基準とすることは、「儲かるところへ投資が集中」⁽⁶⁾し、真の意味の能率を害す基準と化す。すなわち資源の最適配分条件を害し、その浪費を生み出す。⁽⁷⁾

第二に、資本の自己調達⁽⁸⁾の原則は、公債発行の枠の外で、一般金融市場から社債 (Revenue Bond) の発行等によって資本および経常費調達を可能にするものとされている。

しかし、独占的地位にあるとはいえ、上述のように収益に限界をもつ公企業は、資金コストの高い資金に依存することにならざるをえない。これに加えて、政府出資の増大は、現体制の変革を前提しないかぎり国家財政の破綻をきたすという、いわゆる財政硬直下という条件のもとでは、公企業は資本の大部分をこのような資金コストの高い民間資金か、あるいは、同様に資金コストのかかる政府管掌資金の融資に依存せざるをえず有効な先行投資は不可能になるか、公企業の自立性がこの面からも形骸化されるのである。⁽⁹⁾

そして、さらに、高コストの資金に依存する多くの公企業の担当する業務が、上述のように、一般会計＝所得累進的な財源でまかなわれていたものが財政の合理化とともに特別会計化、法人経営化を通じて収益事業化してきたものである点を考慮すると、その受益者は一般にかなり広範な国民大衆が想定されるので、受益者の所得逆進的負担によって、民間金融資本および政府

管掌収益会計への貢納という逆再配分関係を生ずることになるとも考えられるのである。⁽¹⁾

最後に、利益の自己処分は、「資本利子・配当、設備の拡張・改良、生産方法の改善、労働の条件の改善、サービスの向上または価格料金の切下げ」等の目的のため独立採算制の不可欠の要素とされる。⁽²⁾

しかし、この場合には、公企業は「所有過程において収取的地位を占める企業家または資本家は存在しない。さらに、……その収益獲得過程と収益配分過程において適正価主義がとられること」が前提となっている。⁽³⁾

このような前提が非現実的かつ非理論的（形式的把握にもとづくか、「社会化」という誤った歴史理論）であることはすでに明らかである。

現実には、独占資本が支配的であり、特にわが国における国鉄（資本金89億円）の国鉄建設公団への出資（298億円、総資本の60%いづれも昭和40年末）あるいは、その他民間企業への出資の例にみられるように、公企業は、議会的統制排除のためのトンネル機関となつて、⁽⁴⁾国民の民主的発達とともに議会的統制強化の圧力を生み出すのである。

以上のように、公企業の財務管理原則はそれ自体として抽象的形式的に把握したのでは歴史的過程の平均的姿、したがって理論的把握にはならず、現実を恣意的な典型（Type）から乖離するものとして、恣意的な基準の弁護論となるのである。このような恣意的な基準はしかしながら、北川宗蔵教授の所有＝管理労働の基準として、先に述べたように、社会存続の条件としての社会的労働の意識と組織に対応せざるをえないのであるという一定の客観的根拠をもつことは言うまでもない。したがって、ここに管理基準における所有者（結合独占資本）の意識形態における合理性としての「合理化」の根拠があると考えられる。

註(1) 占部都美 前掲書 ページ191 あるいは山田幸雄著『公企業法』ページ125

占部教授は、このような原則は、公企業財務管理の基本原則としての収支の独立＝独立採算制から派生する派生的な原理としている。（『企業形態論』 ページ

347)

- (2) 占部都美 前掲書 ページ193~194
- (3) 占部都美著 前掲書 ページ210参照。
- (4) 都留重人著『物価を考える』ページ31
- (5) 勿論、このような社会的利益を貨幣換算して、国家財政から支出する（補助金等）ことは、必ずしも収支均衡の原則に矛盾するものとはされていない。しかし租税を財源として、この種の事業を経営するのであれば、これを公企業経営に委ねるメリットは、国家独占資本主義の側からは存在しないのである。この点については、資本調達項で再説する。
- (6) 寺尾晃洋著 前掲書 ページ108
- (7) 林栄夫著『財政学』ページ293
- (8) 占部都美 前掲書 ページ213~214
- (9) 寺尾晃洋 同前 ページ108 この点について主として地方公社の自己資本調達
の国家による統制をアメリカについて考察した拙稿「地方政府公債金融を中心に
先進諸国の地域開発のための財政金融」（昭和同人会研究誌昭和40年10月号収録）
を参照されたい。
- (10) 同前 ページ292
- (11) 占部都美 前掲書 ページ218~219
- (12) 同上 ページ207
- (13) 林栄夫 前掲書 ページ258

あ と が き

以上、主として寺尾晃洋教授の見解の批判的検討を通じて、現代資本制国家における公企業の独立採算制度について、これを土台としての生産関係の本質的な変化発展およびこれに照応する国家の財政政策の基本的特徴と結びつけて解明した。

このような方法によって、経営管理就中現代企業の財務管理技術の批判的＝科学的意義が基本的に解明されたものと考えられるのである。

ここでは、その結論として、今日、先進資本主義国においては、国民経済におけるいわゆる公共セクターの占める役割がますます増大し、就中、国家資本の果す役割が拡大となりつつある。このような傾向は、学問研究の分野

における専門化、細分化とその総合化を要請しているように考えられる。本稿はこのような見地から敢て従来の学問的常識をやぶって、経済、財政、経営の境界領域の接点の問題を考察した。このような次第で本稿は専ら多くの先学の学問的成果の批判的摂取を図るものであるが、特に、本稿における理論展開は批判的検討の対象となった寺尾教授の見解に負うところ大であった。記して謝意を表す次第である。

(完)